

佐賀県告示第336号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成25年10月31日

佐賀県知事 古 川 康

その(1)

1 名称

多久特定猟具使用禁止区域

2 区域

多久市多久原の国道203号と県道308号小侍多久原線との交点を起点とし、同県道を南西へ進み市道中多久環状線との交点に至り、同市道を南へ進みＪＲ唐津線との交点に至り、同ＪＲ線を西北西へ進み国道203号との交点に至り、同国道を東へ進み県道338号岸川筋原線との交点に至り、同県道を北へ進み市道小侍番所線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道山犬原立山線に至り、同市道を南へ進み市道砂原浦山前田線に至り、同市道を南へ進み市道砂原山犬原線との交点に至り、同市道を東へ進み市道中の原山犬原線との交点に至り、同市道を南東へ進み国道203号との交点に至り、同国道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(2)

1 名称

鹿島特定猟具使用禁止区域

2 区域

鹿島市の塩田川右岸とＪＲ長崎本線との交点を起点とし、同ＪＲ線を南へ進み市道井手・看場線との交点に至り、同市道を東へ進み鹿島大橋を経て重ノ木臨港道路との交点に至り、同臨港道路を南へ進みＪＲ長崎本線との交点に至り、同ＪＲ線を南東へ進み国道207号との交点に至り、同国道を北西へ進み国道207号鹿島バイパスとの交点に至り、同バイパスを西へ進み国道207号との交点に至り、同国道を北東へ進み塩田川右岸との交点に至り、同河川右岸を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域（鹿島鳥獣保護区の区域に係る区域を除く。）

3 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(3)

1 名称

保養村特定猟具使用禁止区域

2 区域

武雄市永島の県道330号武雄塩田線と市道溝の上線との交点を起点とし、同市道を南西へ進み国道34号との交点に至り、同国道を北へ進み市道平原梅林線との交点に至り、同市道を北東へ進み四十九重溜池に至り、同溜池の堤防を東へ進み市河川四十九重川との交点に至り、同河川を北東へ進み市道野間四十九重線に至り、同市道を北東へ進み県道330号武雄塩田線に至り、同県道を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器